

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 令和 1 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 1 年 10 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 2 年 11 月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標 2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 令和 1 年 12 月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 令和 2 年 10 月～ 研修内容の検討
- 令和 3 年 10 月～ 研修の実施

明起興業株式会社 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 1 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：令和 6 年 9 月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和 1 年 10 月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和 2 年 10 月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 6 年 9 月～ ノー残業デー実施

明起興業株式会社 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 1 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：令和 6 年 9 月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり 平均年間 10 日以上とする。
--

<対策>

- 令和 1 年 10 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 2 年 10 月～ 社会検討委員会での検討開始
- 令和 3 年 10 月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実地
- 令和 4 年 10 月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなど
による取得促進のための取組の開始